雇 用の分野に おける男女 の均等な機会及び待遇 の確 保等に関する法律及び労働 基準法 \mathcal{O} 部を改正する

法 律 \mathcal{O} 施 行 に 半う 関 係 省 令 \mathcal{O} 整 備 に関する省令 案 要綱

雇 用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等に関する法律施行規則の一 部改正 関係

第

雇 用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (以下「法」 という。 第七条の

厚生労働省令で定める措置は、 次のとおりとするものとすること。

労 働者 \mathcal{O} 募集又は採用に関する措置であって、 労働 者の身長、 体重又は体力に関する事 由 を要件とす

るもの

労働者 の募集又は採用に関する措置 (事業主が、 その雇用する労働者について、 労働者の 職 種、 資格

等に基づき複数のコ] スを設定し、 コースごとに異なる雇用管理を行う場合において、 当該複数の コ]

ス のうち当該 事 業主の立 事 ·業 の 運営の基幹となる事 項に関する企 画立案、 営業、 研究開 発等を行う労働者

が 属 する コ ス に つい て行うも のに限 る。)であって、 労働 者 が 住居の移転 を伴う配 置 転換に応じるこ

とができることを要件とするもの

(三) 労働者 の昇進に関する措置であって、 労働者が勤務する事業場と異なる事業場に配置転換された経験

があることを要件とするもの

法第九条第三項の 厚生労働省令で定める事由は、 次のとおりとすること。

- (一) 妊娠したこと。
- (二) 出産したこと。

(三) 労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、 又は同項若しくは同条第二項の規定による

休業をしたこと。

(四) 労働基準法第六十四条の二第一号若しくは第六十四条の三第一 項の規定により業務に就くことができ

ないこと、 同法第六十四条の二第一号若しくは女性労働基準規則第二条第二項の規定による申出をし、

又はこれらの規定により業務に従事しなかったこと。

(五) 労働基準法第六十五条第三項の規定による請求をし、 又は同項の規定により他の軽易な業務に転換し

たこと。

(六) 労働基準法第六十六条第一項の規定による請求をし、 同項の規定により一週間について同法第三十二

条第一項の労働時間若しくは一日について同条第二項の労働時間を超えて労働しなかったこと、 同法第

六十六条第二項の規定による請求をし、 同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日に労働しなか

ったこと、 同法第六十六条第三項の規定による請求をし、 又は同項の規定により深夜業をしなかったこ

չ

(七) 労働基準法第六十七条第一項の規定による請求をし、又は同条第二項の規定による育児時間を取得し

たこと。

(八) 法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求め、 又はこれらの規定による措置を受けた

ر ح ا

(九) 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと、又は労働

能率が低下したこと。

 \equiv 紛争調整委員会は、必要があると認めるときは、 調停の手続の一 部を特定の調停委員に行わせることが

できるものとすること。

四 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二 女性労働基準規則の一部改正関係

- 労働基準法第六十四条の二第二号の厚生労働省令で定める業務は、 次のとおりとするものとすること。
- 人力に より行わ れる土石、 岩石若しくは鉱物 (以 下 「鉱物等」という。 0) 掘削 又は掘採の業務
- $(\underline{})$ 動力により行われる鉱物等の 掘削又は掘採の業務 (遠隔操作により行うものを除く。
- 三 発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
- (四) ずり、 資材等の運搬若しくは覆工のコンクリー トの打設等鉱物等の掘削又は 掘採の業務に付随して行

わ れ る業務 (鉱物等 \dot{O} 掘 削 |文は| 掘採 に 【係る計】 画 の作 成、 工程管理、 品質管理、 安全管理、 保安管理その

他

 \mathcal{O}

技術

上

 \mathcal{O}

管

理の

業務

並

びに

鉱物等

の掘削又

は

掘

採

 \mathcal{O}

業務に従事する者及び

鉱物等

 \mathcal{O}

掘削又は掘採

0

業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。)

- 二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。
- 第三 施行期日等
- この省令は、 平成十九 年 四月一 日 か ら施行するものとすること。
- 二 関係省令について所要の規定の整備を行うものとすること。